

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町 3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに！

2014 March
NO.428

- 国民年金保険料のお知らせ
- 退職後の健康保険加入のご案内
- 4月に届く健診のご案内をぜひご覧ください
- 茨城県と全国健康保険協会茨城支部が覚書を締結しました



「筑波の梅林」(撮影・つくば市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

人事異動の季節です

届出は正しく
速やかに!

資格取得届

●被保険者になる人

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります(七十歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、七十五歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します)。

●資格取得日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、**使用されるようになった日**が資格取得年月日となります。

●提出期限

五日以内

●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、二日の労働時間と一月月の勤務日数が一般社員のおおむね四分の三以上であれば被保険者となります。

●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合

は、ご本人確認のうえ資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」を提出して下さい。

●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●扶養家族のある方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者(異動)届を添付して提出します。なお、被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第三号被保険者届(被扶養者(異動)届と二体)を併せて提出してください。被扶養者になれる方の範囲は、二親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件のひとつである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります。

資格喪失届

●資格喪失日

転勤等の場合は、異動した

日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失日になります。

●提出期限

五日以内

●健康保険証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の健康保険証を添付してください(高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

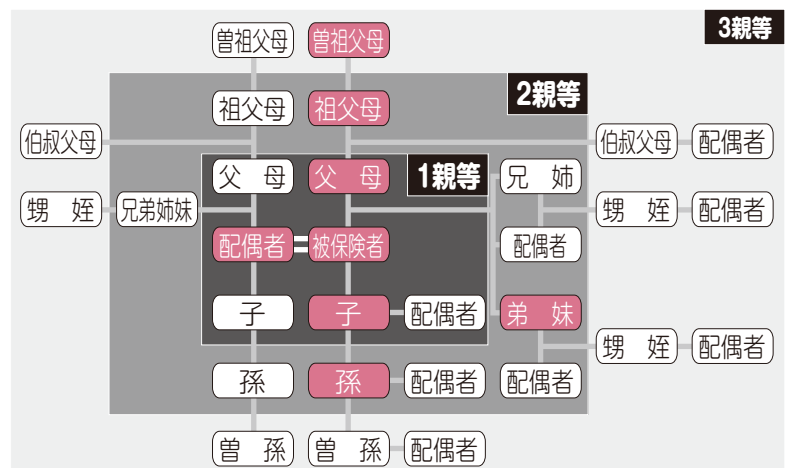
紛失等により返納できない場合は、回収不能届減失届とともに提出をお願いします。

退職後の継続再雇用

雇用契約上いつたん退職し、引き続き嘱託等として再雇用された場合は、事実上の使用関係が継続しているので被保険者資格も継続します。ただし、平成二十五年四月より六十歳以上の者で退職後二日の間もなく再雇用された場合は、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

この場合は、「資格取得届」及び「資格喪失届」を同時に提出していただき、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類(退職したことが分かる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)を添付していただく必要があります。

図1 被扶養者になることができる続柄



赤い箱の人は生計維持の関係が条件です 白い箱の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

図2

130万円 対象者の年収状況 認定			
同居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の年収	1/2未満	○
	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の年収	1/2未満	×
別居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の仕送額	仕送額未満	○
	対象者の年収	130万円未満	×
	被保険者の仕送額	仕送額以上	×
	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の仕送額	仕送額未満	×

認定を受ける時点の収入を年間に換算します。年金や失業等給付も対象となります。

国民年金保険料のお知らせ

平成25年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか？

保険料を納め忘れて未納のままにしまうと…

- ・ 将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられない場合があります。
- ・ 万一の事故などで障害者になったときの障害年金が受けられない場合があります。
- ・ 一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられない場合があります。

納め忘れている方は、4月中に納めましょう。

平成26年4月分保険料から15,250円になります

国民年金保険料は、安心・便利な口座振替で！

保険料を当月末の口座振替にすると、早割制度で毎月50円お得になります。

口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、金融機関の窓口、または年金事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出の押印が必要です。
- 申込用紙は、一部金融機関・年金事務所の窓口には備え付けてあります。日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

学生で保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」をご利用ください

～学生の子ども(20歳以上)を扶養されている方にお勧めください～

学生納付
特例制度とは

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより
保険料の納付が猶予されます。(学生証など、学生であることの証明が必要です)

ポイント1

承認を受けた期間中に、万一の事故などで障害を負った場合には、
障害基礎年金を受け取ることができます。

ポイント2

承認を受けた期間は、年金を受けとるための資格期間に算入されますが、
年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10
年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになって
います(これを「追納」といいます)。

追納をする場合の保険料額は、学生納付特例を受けた期間の翌年度
から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受け
た期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職後の健康保険加入のご案内

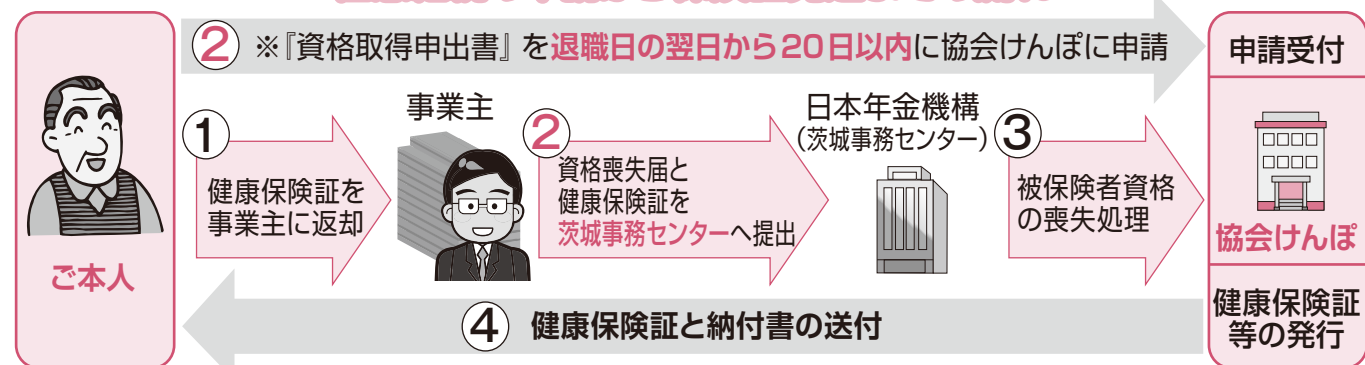
退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの加入先があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択した加入先へお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。 ・退職日の翌日から20日以内に申請（郵送の場合は20日以内必着）	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※保険料には上限があります ※原則2年間変わりません 詳細は、HPをご覧くださいか協会けんぽへお問い合わせ下さい。	・保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ・離職理由により保険料の減免制度があります。	被扶養者の保険料負担はありません。

協会けんぽの任意継続に加入された場合

被保険者期間	■最長で2年間です。 途中で「国民健康保険に加入する」または「健康保険の被扶養者になる」という理由で任意継続をやめることはできません。 ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。 ・被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき ・被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき ・被保険者が亡くなったとき
保険給付	■医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。 ■在職中と同様の給付金（傷病手当金および出産手当金を除く）を、原則受けることができます。 ※資格喪失後に傷病手当金及び出産手当金の継続給付を受けるには、在職中からの継続給付要件を満たす必要があります。（任意継続に加入しているかどうかは、要件とされていません）
健康診断の補助	■健康診断の補助は、ご本人、ご家族とも在職中と同様です。

任意継続の申請から保険証発送までの流れ



※資格取得申出書はHPからダウンロードできます。もしくは協会けんぽから郵送も致します。
扶養ご家族様がいらっしゃる場合には、資格取得申出書の他に添付書類が必要になります。

4月に届く健診のご案内をぜひご覧ください！

4月に協会けんぽの健診案内をお送りします。従業員の皆様に広くお知らせいただき、ぜひ積極的にご利用ください。

35～74歳の従業員様向け 【生活習慣病予防健診】

病気の早期発見、予防のため年1回は必ず健診を受診してください。せっかく健診を受けるなら、**詳しい検査項目で安心の生活習慣病予防健診がオススメ**です！！

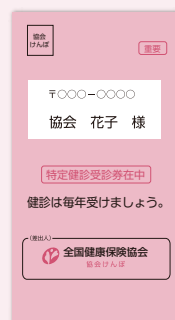
メリット

- 「がん検診」の内容も含まれるので、病気の早期発見などに有効です！
- 事業所様に義務付けられている「労働安全衛生法の定期健康診断」の項目が**全て含まれています**。
- 約18,000円相当の健診が協会けんぽの補助により約7,000円の自己負担で受けられ、健診結果により保健指導も無料で受けられるので、従業員様の健康管理に有効です！

40～74歳の扶養ご家族様向け 【特定健診】

ご家族様が特定健診を受診されるには、「特定健診受診券」が必要となります。
受診券は、4月に被保険者ご本人様のご自宅へ直送致しますので、ぜひ受診してください。
お住まいの各市町村の集団健診や、契約医療機関で手軽に受診いただけます。

※平成26年度も、「宛てどこに尋ね当たらない」などの理由で**ご自宅にお届けできなかった受診券は、事業主様へお送りします**。対象の方への配布に、ご協力をお願いします。



平成26年度の 茨城支部の健康保険料率は据え置かれますが 介護保険料率が変わります

厳しい経済状況の折ですが、皆様の医療・健康・生活を支えるため、このようなご負担につままして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

現 行		平成26年3月分（4月納付分）から	
健康 保険料率	9.93%	➡	据え置き
介護 保険料率	1.55%	➡	1.72%

●40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

☎029-303-1500（代表）

橋本県知事（写真左）と徳宿支部長（写真右）



茨城県と全国健康保険協会 茨城支部が『健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書』を締結しました

茨城県（橋本県知事）と全国健康保険協会 茨城支部（徳宿支部長）は、平成二十六年二月七日、県民の健康づくりの推進に向けて相互の連携を強化する『健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書』を締結いたしました。

本覚書は、茨城県が策定した「第2次健康いばらき21プラン」の基本的な考え方である、県民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した取り組みを連携・協力して進めることにより、県民の健康増進に資することを目的とし締結されました。

茨城県と全国健康保険協会 茨城支部では、目的を達成するために、次の項目について連携・協力していきます。

- ① 特定健診結果等の分析、医療費・介護給付費の分析調査研究に関すること
- ② 調査研究結果や最新の知見、健康情報等の定期的な情報交換に関すること
- ③ 特定健診やがん検診の受診促進の取り組みに関すること
- ④ 健康づくり対策の推進に関すること（生活習慣病の発症及び重症化予防に関することの推進等）
- ⑤ 医療費適正化に関すること（医療費負担の軽減に資するジェネリック医薬品の使用促進等）
- ⑥ その他上記の目的を達成するために必要な事項に関すること

会員募集

茨城県年金受給者協会連合会からのお知らせ

私たちは、各種年金（厚生、国民、共済）受給者及び年金受給予定者による約2万人の会員で構成し、運営しております。会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報紙発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

水戸地区年金受給者協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北地区年金受給者協会 〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
県南地区年金受給者協会 〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市（旧玉里村）、阿見町、河内町、利根町、美浦村
県西地区年金受給者協会 〒300-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

（一社）全国年金受給者団体連合会 **茨城県年金受給者協会連合会**

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165